

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性職員・・・取得率50%以上
女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 令和8年 4月～ 各事業所における休業者の業務カバー体制の検討
(事業所を超えた応援体制の構築)
- 令和8年 4月～ 各事業所における休業者の業務カバー体制の検討
(複数担当制とし平準化を行う)
- 令和10年4月 実績の確認と分析を行い、対策の再検討を行う

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 業務の効率化などの取組検討・実施
- 令和8年 4月～ 定期的に管理者が確認を行い問題点等について検討を行う
- 令和10年4月 実績の確認と分析を行い、対策の再検討を行う

目標3：年次有給休暇、年5日以上取得と併せてリフレッシュ休暇1日を対象となる全職員が取得する

<対策>

- 令和8年 4月～ 計画的に勤務予定に組み込む
- 令和8年 4月～ 定期的に管理者が確認を行い取得促進を行う
- 令和10年4月 実績の確認と分析を行い、対策の再検討を行う